

さいたま国際芸術祭2023応援プロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま国際芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）がさいたま国際芸術祭2023（以下、「国際芸術祭」という。）の開催趣旨に賛同し、かつ国際芸術祭のテーマを踏まえた文化芸術に関連した事業を広く募り、相互に協力及び連携を図ることで、市民に対して市内で実施される文化芸術活動を広報するとともに、国際芸術祭の開催機運を醸成することを目的とする、さいたま国際芸術祭2023応援プロジェクト（以下「応援プロジェクト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認証事業」とは実行委員会会長（以下「会長」という。）が第5条の規定に基づき認証した事業をいう。

- 2 この要綱において、「応援ロゴ」とは別記1に示すもので、会長が認証事業に対し、提供する応援プロジェクト認証ロゴマークをいう。
- 3 この要綱において、「参加者」とは、認証事業の実施において実施主体を構成する者及び認証事業に参画する者、会場を訪れた者を合わせた者をいう。

(相互協力及び連携事項)

第3条 会長は認証事業に対して、次に掲げる事項の協力及び連携を行う。

- (1) 応援ロゴを提供すること。
 - (2) さいたま市ウェブサイト、さいたま国際芸術祭公式ウェブサイト、さいたま国際芸術祭公式 SNS (Twitter、Facebook 等)、市内文化施設等へチラシを配布することにより認証事業の周知を図ること。
- 2 認証事業を実施する者（以下「認証事業実施者」という。）は、次に掲げる事項を実施するものとする。
- (1) 当該認証事業の広報印刷物やウェブサイト又は SNS の投稿へ応援ロゴを掲出すること。
 - (2) 当該認証事業の実施にあたって参加者数を把握及び報告すること。

(対象の事業)

第4条 認証事業の対象となる事業は、国際芸術祭の開催趣旨に賛同する団体(法人を含む)、個人が実施する文化芸術に関連した事業であり、次に掲げる事項のすべてを満たすものをいう。

- (1) 別記2「さいたま国際芸術祭基本構想」の開催目的の趣旨に合致するもの
- (2) 「さいたま国際芸術祭2023開催実施計画」のテーマを踏まえた事業であること
- (3) 事業の実施について広く周知をし、公開により行われるもの
- (4) 募集開始から概ね芸術祭の会期内に終了するもの

(認証事業の申請等)

第5条 応援プロジェクトの認証を受けようとする者は、認証を受けようとする事業の開催日15日前までに、さいたま国際芸術祭2023応援プロジェクト認証申請書(様式第1

号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があった場合、その内容が第4条の各号に掲げる事項のすべてに該当するものであるときは、応援プロジェクトとして認証するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、前項に定める結果について、申請日から10日以内にさいたま国際芸術祭2023応援プロジェクト認証結果通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(不認証の決定)

第6条 会長は次の各号のいずれかに該当するときは、不認証の決定をすることができる。

- (1) さいたま市又は国際芸術祭の品位を傷つけるおそれがあるとき
- (2) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が実施するとき
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (5) 第三者の利益を害するおそれがあるとき

(認証事業の中止)

第7条 認証事業実施者が、認証事業を中止するときは、さいたま国際芸術祭2023応援プロジェクト中止届出書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(認証事業の終了)

第8条 認証事業実施者は、認証事業を終了したときは15日以内に、さいたま国際芸術祭2023応援プロジェクト実施報告書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(応援ロゴ使用上の遵守事項)

第9条 認証事業実施者は、応援ロゴの使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 加工せずに使用すること。
- (2) 認証を受けた事業のみで使用すること。

(資格の譲渡等)

第10条 認証事業実施者は、この認証によって生じる資格を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(事業実施者の違反等に対する改善指示)

第11条 会長は、認証事業実施者が第9条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、必要な指示を行うことができる。

- 2 会長は、必要に応じて、認証事業実施者の事業の実施状況について報告させ、又は調査することができる。

(認証事業実施者の違反等に対する認証取り消し)

第12条 会長は、認証事業実施者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第9条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 認証申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他この要綱に違反した場合

2 会長は、前項の規定により認証を取り消した者に対して、さいたま国際芸術祭2023 応援プロジェクト認証取消通知書（様式第5号）を直ちに交付するものとする。

3 会長は、認証を取り消した者に損害が生じても、その責めを負わない。

（損害の責任）

第13条 実行委員会は、認証した事業の実施に起因する損害について、一切の責任を負わない。

2 認証事業実施者は、認証事業の実施等に伴う瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し責任を負う。

3 認証事業実施者は、認証事業の実施等に伴い故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、直ちに実行委員会に賠償する責任を負う。

（実行委員会への報告）

第14条 認証事業実施者は、新聞、テレビ、雑誌等の広報媒体において認証事業を紹介する場合は、事前に実行委員会へ報告するものとする。

（事務の委託）

第15条 実行委員会はこの要綱に定める事務を委託することができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、応援プロジェクトの取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月26日から施行する

別記 1

応援ロゴ 1 (英文・横)

応援ロゴ 2 (和文・横)



応援ロゴ 3 (英文・縦)

応援ロゴ 4 (和文・縦)



We support
Art Saitama 2023



私たちは
さいたま国際芸術祭2023
を応援しています

※「応援ロゴ 1」～「応援ロゴ 4」のいずれかの使用が必須。

※上記の色、形状等は変更せずに使用すること。

別記 2

さいたま国際芸術祭基本構想 (抜粋)

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものです。

近年、このような文化芸術の持つ創造性と様々なコミュニティや社会への波及力に着目し、それらを産業振興や地域活性化に活用する創造都市の取組が、世界的な広がりを見せており、我が国においても先進的な事例が増えつつあります。

本市においても、文化芸術の持つ創造性や波及力を活用して、地域の活性化を図り、都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造するため、その象徴的・中核的な取組となる「さいたま国際芸術祭」を「さいたま文化」の創造・発信、さいたま文化を支える「人材」の育成、さいたま文化を活かした「まち」の活性化の 3 つの目的のもとに開催します。